

八尾市介護保険事業者連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、八尾市内において事業提供を行うか若しくは行う予定をしている介護保険の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、施設サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）により組織する八尾市介護保険事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(協議会設置の目的)

第2条 この協議会は、サービス事業者等の適切な連携を促進するとともに、サービス事業者等並びに介護支援専門員の質の向上を図り、もって介護保険制度の円滑な運用並びに地域における介護支援体制の向上に資することを目的として設置する。

(事業内容)

第3条 協議会は次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 適切な介護保険事業者活動を促進するための情報収集や提供、研修並びに研究会などの実施
- (2) 適切な介護サービスの提供を実現する上での問題点や課題解決などを図るための情報交換や交流活動の実施
- (3) 公平・公正な居宅介護支援計画などの作成に関する情報交換及び研修などの実施
- (4) その他、適切な介護サービスの提供を図るために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、サービス事業者等のうち、参加を希望する事業者を会員として組織する。

(賛助会員)

第5条 第4条に定める者のほか、介護保険制度の運営等に関する行政機関等については、賛助会員として協議会に参加することができる。

(部会)

第6条 協議会には必要に応じて次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 居宅介護支援事業者部会
- (2) 居宅サービス事業者部会
- (3) 施設サービス事業者部会

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代理する。

(会議)

第8条 会議は会長が招集し、その議事進行を行う。

(役員会)

第9条 協議会の運営に関する事項を協議、検討するため、役員会を設置する。

2 役員会は、会長及び副会長のほか、各部会の代表者、監査役によって構成する。

(会費)

第10条 必要に応じて、会員及び賛助会員は会費を納めるものとする。

(事務局)

第11条 協議会会員のうち会長が指名した事業所内に事務局を置く。

2 事務局は、協議会の会計のほか、協議会運営にかかる庶務を行う。

(会計監査)

第12条 協議会の会計を監査するため、監査役を置く。

(介護支援専門委員への協力・支援)

第13条 協議会は、八尾市の介護支援専門員の育成並びに質の向上を図るため、必要な協力、支援を行う。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成13年12月26日から施行する。